

社会福祉法人山桜会 指定介護老人福祉施設小咲園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山桜会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム小咲園」（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が要介護状態にある入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業員は、入所者が可能なかぎり居宅における生活への復帰ができるなどを念頭に、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスと綿密な連携を図り、総合的な福祉サービスを提供するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム小咲園」
- (2) 所 在 地 茨城県日立市諏訪町5丁目5番1号
- (3) 定 員 70名 (短期入所生活介護 10名)

(施設の職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）
管理者は、施設の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2人（非常勤）
医師は、入所者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連携調整等を行う。
- (4) 看護職員 3人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 25人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食、排せつ等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1人
栄養士は、給食の献立作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人（兼務）
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。
- (8) 調理員 5人以上（業務委託）
調理員は、献立に基づき調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 4人以上
事務職員は、庶務・会計等の必要な事務を行う。

(10) 介護支援専門員 1人

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(11) そ の 他 2人以上

施設内の換気・照明・冷暖房の調整管理、清掃、施設外の植込み・樹木管理等を行う。

(12) 清掃・洗濯作業員 2人以上 (業務委託)

施設内の清掃、衣類等の洗濯業務を行う。

(指定介護老人福祉サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- ① 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- ② 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- ⑥ 入所者の心身の状況に応じて、週3回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ⑧ 退所にあたっては、居宅介護支援事業所や他の保健医療福祉サービス提供者等と提携し、必要な援助を行う。

(3) 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保管する。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス提供の開始から終了に至るまでの利用サービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や該当項目を達成するための具体的なサービス内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議のうえ、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、つぎの各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 食 事：1, 645円（1日あたり）

(2) 居 住 費：個室1, 171円（1日あたり） 4人床855円（1日あたり）

※特別個室の室料：けやき111号室 1, 230円 けやき112号室 1, 150円

（トイレ設置居室 けやき111号室—東側、けやき112号室—西側）

(3) 本人嗜好のおやつ代：実 費

(4) テレビ設置料：520円（1か月あたり）

- (5) 冷蔵庫持込電気料：40円（1日あたり）
- (6) 入所者が希望する特別な食事：要した費用の実費
- (7) 理容代：1,500円（1回あたり）
- (8) 貴重品管理費：1,000円（1か月あたり）
- (9) レクリエーション・クラブ活動費用：実費相当
- (10) その他日常生活上の便宜に関わる費用：実費相当
- (11) 通院送迎サービス：600円（片道）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第8条 入所者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷、その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

（身体拘束を行う際の手続き）

第11条 施設は、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際には、次に掲げる手続きを踏むこととする。

- (1) 身体拘束の必要性を確認
緊急やむを得ない場合とは
 - ①切迫性：本人や他の利用者等の生命・身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
 - ②非代理性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと。
 - ③一時性：身体拘束は一時的なものであること。（期間は長くて1か月）
- (2) 実施しようとするケアが身体拘束にあたるかを「身体拘束廃止委員会」などのチームで確認する。
- (3) 身体拘束の必要な理由・方法・時間（帯）・期間などについて検討・判断し、身体拘束に関する説明書にできるだけ詳しく記入する。
- (4) 説明書に基づき、本人や家族に説明し、同意書の確認印をいただく。
- (5) ケアを実施し、要件に該当しなくなった場合、すみやかに解除する。
- (6) 再検討し、「身体拘束に関する説明書・経過観察」に記録する。
- (7) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第12条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 責任者を選定する。（生活相談員）
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針を整備する。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(4) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に実施する。(年2回以上)

(5) 虐待等に対する相談窓口を設置する。

(6) その他、虐待防止のために必要な措置を講じる。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 施設は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 職場内研修：年4回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持する。

3 職員は、職員でなくなった後においても業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保持する旨の誓約書を法人に対して提出する。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人山桜会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年 6月 1日から施行する。

平成17年10月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成20年10月 1日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成23年12月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成27年 5月15日一部改正

平成29年10月 1日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 5年10月 1日一部改正

令和 7年10月 1日一部改正